

令和3年度第2回文化財保護委員会会議録

日 時：令和4年1月20日（木）
午後2時から
場 所：金津本陣 IKOSSA 3階
市民文化研修センター大ホール

（日程）

1. 文化学習課長あいさつ
2. 議題
 - （1）令和3年度文化財保護事業報告
 - （2）市指定文化財の諮問に係る審議
 - ①薬師如来坐像（安楽寺）
 - ②大連三郎左衛門家文書
3. その他
 - ①宮谷石切場について
 - ②吉崎キンメイチク群の整備について

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長谷川裕子	藪内 昭男
川波 久志	藤川 明宏	能美 進	

（事務局）

文化学習課長	笹木 幹哲	郷土歴史資料館副館長	九千房 英之
郷土歴史資料館館長補佐	橋本 幸久	郷土歴史資料館	角 衣利奈

【文化学習課長あいさつ】

【議題1】令和3年度文化財保護事業報告

（事務局より説明）

委員長：ご意見ご質問はありますか。

委員：柵古墳の立木伐採について何か影響はないか。根腐れはしているのか。

事務局：特に問題ない。今の段階では根腐れしていない。

委員：古墳周辺に石造物が転がっているが調査しないのか。

事務局：来年度以降文化財保存活用地域計画を作成することになっているため構成要素に組み込み調査を追加していきたい。

委員：柵古墳の周りは杉林となっており放置しておくとも再び生えてくるため、維持管理の中で生えてきた樹木を刈り払いするように地元に要請していただきたい。

事務局：はい。竹も生えてきているが、その対策の仕方があれば教えていただきたい。

委員：竹を全て切り倒し、広葉樹林に戻す方法が考えられる。

事務局：地元と相談していく。

委員：横山古墳群は県が調査するのか。

事務局：来年の企画展であわらの古墳をテーマに実施するが、講演会の講師をお願いしている先生と現地調査を行った。

委員：県下最大の古墳群で、さらに山城もあり古墳時代から中世まで色濃く残る地域であるため、国指定に値する。県が進めなければならないが、その詳細分布については赤色レーダーを用いて調査し、国指定への下準備を市で行ってもらいたい。

委員長：坂井市では文化財保存活用地域計画の中で横山古墳群を取り上げている。坂井市と共同で進めてはどうか。

委員：椀子山古墳と神奈備山古墳の南側にあたる場所が坂井市で、大半はあわら市になる。同意書を取って指定するのが国の方針であるので、県や坂井市と相談して同意書を取ってもらいたい。

事務局：今後検討していく。

委員長：神宮寺城の清掃とあるが整備もあわせて行ったのではないか。

事務局：今回は、見学路の清掃と、見学の邪魔になる竹を伐採し、切った竹を見学路沿いに横に並べ、順路が分かるようにした程度だ。

委員：清間遺跡の試掘で、建設場所を移動したということはかなり出土したのか。

事務局：試掘調査をした際、ピッドと土器が出土した。何かしら出土した場合は発掘調査になると事前説明しており、事業者が出た場合は包蔵地外へ移動すると決めていた。

委員長：現在、建設予定場所だったところは発掘調査を行える状態になっているのか。

事務局：現在は田んぼで調査できる状態。

【議題2】市指定文化財の諮問に係る審議 ①薬師如来坐像（安楽寺）

（事務局より説明）

委員：きっかけは2020年春に安楽寺の什物調査に行った時である。その際、本尊の薬師如来坐像を拝見し、室町時代のものではないかと感じ、御像の底をみたところ、文字が見え、体内に銘文があると推定できた。その後、初夏に本像の調査をできる機会を得、そこの蓋を開け、銘文を確認したところ、奉納年と奉納主が確認できた。これにより2021年春修理が行われ、さらに頭部内と台座の連弁裏に墨書が確認され、価値を確認することができたので、指定案件に出した。像高は42cmで、修理前は首が落ち込み、脚部と胴体の分離に加え、玉眼が外れるなど、状態が悪かった。構造としてはヒノキの寄木造りで、頭と体全体を前後2材で作られている。内部は内割りがされており、両肩先、脚物は別の木で作られている。肉身は金泥、頭部は現状黒だが当初は群青で仕上げられており、衣（袈裟）は金泥下地を盛り上げて文様を表現している。本体は当初のものだが、右手の指先、左手にもっている薬壺は後世に直されたもので、今回修理で新補され、表面の金泥塗りも補修された。先に述べたように墨書は3箇所を確認されている。胎内背面の墨書には「前住善法馨仲周徳首座禪師五十六歳」とあり、善法寺の前住職である馨仲周徳禪師が明応5年

(1496) 閏2月12日に寄進したものと考えられる。馨仲周徳については禅宗の僧侶と考えられるものの、資料が見つかっておらず詳細は不明。禅宗の僧侶が真言宗の安楽寺との関わりも解明できていない。薬師如来坐像が明応5年に安楽寺に納まったものかも判断できない。安楽寺は戦国末期に焼き討ちにあっており、復興の際に他の寺より持ち込まれた可能性もある。頭部内側の背面には「七條佛所大蔵康忠作雲桂法印十代目也明應五年二月吉日」とあり、仏師の名前と仏師が仕上げたと考えられる銘が書かれていた。本像は蓮華座に座っているが、蓮華座の蓮弁の一つの裏に「七條大佛所大蔵康忠法眼明應五年二月日」とあった。これらの墨書について調べたところ、七條大佛所大蔵康忠については京都の七條佛所の運慶の流れを組む慶派の仏師ということが分かった。室町時代には地方の寺院の仏像も手掛けていたことが分かっている。大蔵康忠作として知られているものはそれほど多く伝わっておらず、分かっているものは長野県岡谷市照光寺の大日如来坐像明応3年(1494)、同県伊那市仲仙寺金剛力士像文亀元年(1501)がある。本像はこれらと年代的に近く、大蔵康忠の作で間違いないと考えている。このように本像の来歴に関しては不明な点がある。しかしながら、時代的に禅宗の僧侶が他宗である真言宗に仏像を寄進することはあり、宗派関係なく交流があった。仏像全体の歴史を踏まえると室町時代のものは新しいが、仏師と願主、制作年のわかるものは全国的にも貴重であり、また、室町時代の慶派の仏師を研究する上で、学術的にも価値が出てくるものなので、指定文化財にふさわしい。

委員長：説明に対しご質問やご意見はありますか。

委員：蓮華座も当初のものか。蓮華座は指定に含めないのか。

委員：台座はいくつかのパーツに分かれており、蓮華座の部分や透かし彫りの光背は当初のものと考えられ、一括して指定したほうがよい。

事務局：一段目の蓮華座の部分と光背を含めた指定ですればよいか。

委員：附けたりではどうか。

委員長：蓮華座と光背を含めて坐像にすればよいのでは。

委員：どこからどこまでが指定されているのか把握はしておけばよく、あえて名称に入れる必要はない。

事務局：説明文の中に蓮華座と光背の追加説明を入れればよいか。

委員：はい。

委員：修理はどこで行ったのか。

委員：住職の知り合いの仏師に修理をお願いした。指定前段階での修理だったので、あまり強くは言えない。現状を大きく変える修理はしないで欲しいと伝えたが、文化財修理の仕上げではなかった。

委員長：調査時、頭は群青と言っていたが、現状は黒で問題ないか。

委員：既に経年の煤を被っており、修理前もほぼ黒になっていた。一部表面の顔料が剥げていた所があり、みたところ群青だったので、当初は群青だったと考えられるが、黒の仕上げでも問題ないと思う。

委員長：安楽寺にもたらされた時の記録はないのか。

事務局：古文書が全く伝世していない。ここの住職は代々受け継いだ方ではなく、歴代他よ

り入ってきている。現在の住職が、資料を探したがなかったと言われている。

委員長：写真に台座をつけていただきたい。

事務局：付けて差し替える。

委員長：蓮華座蓮弁裏墨書の二行目「大蔵康忠」の間に「之」が入るのでは。

委員：胎内の墨書は閏2月とあり、蓮弁の墨書には2月日となっていて1ヶ月くらい違うがそのようなことはあるのか。

委員：作って仕上げた日と納めた日が異なる可能性がある。

委員長：馨仲周徳や安楽寺との関わりは掴めていないものの、仏像そのものはふさわしい。委員会としては市文化財として認めるということでよろしいか。

委員：はい。

事務局：指定名称は「木造薬師如来坐像」でよろしいか。

委員：はい。

【議題2】市指定文化財の諮問に係る審議 ②大連三郎左衛門家文書 (事務局より説明)

委員：西大連家の文書は、既に調査がされており福井県史に35点報告されていたが、今回の調査で絵図を中心に福井県史に掲載がない文書が11点程あった。大連家は、坂井郡一帯に展開していた興福寺大乘院の河口荘を潤す十郷用水の開削に尽力し、江戸時代を通じて十郷用水の管理を任されていた家である。江戸時代の初期に大連家は二つの家に分かれ西大連、東大連と呼ばれている。両家とも多くの古文書が伝わっている。戦国時代は一家だったこともあり、戦国時代以来の古文書は西と東に分かれて所蔵している。西大連家には戦国時代以来の古文書と江戸時代の十郷用水に係る文書と絵図、さらに春日神社神官を務めていたので春日神社に関する古文書等が多数保管されている。当主より古文書に関する相談があり今回調査に至った。史料は二つの箱に分けて保管されていた。古文書の中には保存状態が悪い史料もあり開くことができないものがあった。絵図は紙継ぎが剥がれているものも多くあり、今後、修復し保存した方良いと思われる。内容については、一番古く重要なものは目録1の朝倉氏一乗谷奉行人連署定書で、朝倉氏において一番古い用水に関する定書になる。その他朝倉氏関係では、目録2の朝倉氏府中奉行人連署棟別銭調符や朝倉義景書状などがある。目録7の柴田勝家掟書は、柴田氏の領国支配に関するものは少なく研究上注目されており原本として残されていることは貴重である。また、目録33、34の河口荘初期の惣講田之覚写は、部分的なものではあるが河口荘の田に関する記録である。西大連家の特徴は、東大連家に比べ古文書の数は少ないが、十郷用水の絵図が多い。鳴鹿大堰絵図写や、十郷用水が潤している場所の地図、十郷用水に関わる相論において作られた絵図など十郷用水を管理している関係上、必要になってくる絵図が多く残されている。その他、下番周辺の用水に関わる絵図、朝倉氏以降の越前の統治者である堀氏や柴田氏など歴代判物の写しなどがある。東大連家も合わせて指定にしたかったが、調査ができなかったため、西大連家文書を先行して指定にしたい。

委員長：説明に対しご質問やご意見はありますか。

委員：目録 10 の「春日神廟記」は冊子で、目録 36 の「春日神廟記」は卷子とあるが内容は同じか。

事務局：目録 36 は傷みがひどく中を開くことができないので分からない。

委員：指定後は修理をするのか。指定を契機に修理をするべきではないか。

事務局：指定後に、修理をすると補助金はでるが、所蔵者にも負担がかかる。所蔵者とどこまで修理するか相談する。

委員：開けないのは目録 36 のみか。

事務局：はい。その他虫食いや剥がれた文書は見られた。

委員：古文書の管理は箱に入っているのか。

委員：調査の時に中性紙の箱に入れ替えた。

委員：家の管理はどうなるのか。

事務局：所在地にお住まいでなく、市指定後は寄託を検討している。指定書を発行するまでに話を詰めたいと思う。

委員長：絵図はどのように保管されているのか。

事務局：目録 18 は裏打ちして巻いてある。あとの絵図は折りたたまれており箱に入っていたので、中性紙の箱に移し変えた。

委員長：古文書は 1 点ずつ封筒に入れてあるのか。

事務局：だいたいそうだ。

委員：剥がれていても、一緒に折りたたんであるものは一括と考えている。もしかすると繋がるものもあるかもしれない。

委員長：文書の目録は年代順になっている。使う側からすると内容ごとに分けた方が分かりやすいが、年代順が一般的なのか。

委員：内容ごとに分けることもあるが、今回の古文書は点数が多くない。年代順で指定することの方が多い。

事務局：デジタルアーカイブを検討している。内容に関する要件を作って検索した際にヒットできるようにしたい。

委員：目録 8 や目録 25 のように写しが多く見受けられるがどういうことか。

事務局：巻物になっており判物を写したもので、原本は東大連家の方にあるはずだ。

委員：明治 36 年に写しているということでよいか。

事務局：はい。

委員長：西大連家の古文書を一括指定でよろしいか。

委員：はい。

事務局：指定名称については県文書館でも屋号を使っているがそれでよいか。

委員長：その方がいい。管理の問題を進めてほしい。

事務局：はい。

【その他 1】宮谷石切場について

(事務局より説明)

事務局：委員の方から補足があればお願いします。

委員：この石切場について聞いたことがない。製品も残っていないので、関連資料を集め

ることを先とし、市指定は先延ばしにした方がいい。

委員：創業してからの記録、どこへ配給したか等の記録が残っていない。石材がどういうところに使われているのかははっきりしない。県内では多くの採石場が見られ、古い時代のもものも含めほとんど指定になっていない。ガイドが料金を取っているそうだが、指定することを箔付けの一つと考えているように感じられる。文化財として考えるなら早急な指定の要件ではなく、保留にしたい。

委員長：空間としてはインスタ映えするようなどころで面白いが、地元において宮谷石のことをあまり聞かない。委員会における意見は、宮谷石切場は追加調査の必要がありということとしたい。

事務局：追加調査の必要ありということで、委員会の意見は保留として申請者に回答する。

【その他2】吉崎キンメイチク群の整備について

(事務局より説明)

委員：吉崎キンメイチク群は真竹の一品種で、管に黄色の筋が入る。2年前に相談を受け、現地で密度管理について指導をした。その際の現況は細い竹が密集しており、竹林としては放置竹林であり、過密で元気がない状態であった。あの位の管の太さの真竹林であれば、一坪辺り4、5本残して残りの折れた竹、斜めの竹を切ってほしいとお願いした。面積が広く道路側の一部は現状から間引いて再生を図り、残りのところは全て切るという話だった。竹林の管理はいったん全て切って出てきた筍を切れば3、4年でなくなる。原則一回切っても筍が生える力はあるが、吉崎のキンメイチクは細く年寄りなので、皆伐した際にどれくらい竹が再生する力が残っているのかやってみないと分からない。養分を使い果たした段階で切るのが合理的だ。そのため5月から6月に筍が出てきて伸びる直後である6月から8月の前半に切れば、竹にとっては使い切ったところで光合成ができなくなる。しかし、竹はもう一度生きようとして笹みたくに細い管を出す特徴がある。夏場に切るよりも12月から3月上旬までに切って、5、6月に筍が出てくる時に全部取ったら竹林はなくなる。出てくる筍を本数や恰好をみながら適正な本数を残して密度の適正化を図るのが現実的だと考えている。天然記念物に指定されていることを踏まえ、どれだけ再生するのか分からないので、全面積を1回で行うよりも再管理保全地を二分割してまず半分行い、再生状況をみながら次の年に行ったほうが良い。また、別の方法として、全面積を1回に行う場合、一坪に1、2本形状や素性がいいものを残して残りは切ってもらいやり方もある。竹林再生ができたとしても、密度管理は毎年しないといけない。ゴルフ場を管理している方はいつごろから作業を行うのか。

事務局：冬の間実施予定だ。

委員：指定範囲は字指定か。それぞれ誰の所有はだれか。

事務局：字指定です。地権者は十何人かいる。吉崎の区長会に管理責任者という形で委託している。

委員：今年は半分というやり方で試しに切っていく方法がいい。竹を管理している他自治体の施設にも聞いてみた方がいい。市指定だからといって、間伐してはいけないということになると大変である。

事務局：維持管理のために間伐はしないといけない。きれいな状態で見られるのが大事だ。

委員：管理費を出さないと難しいのではないかな。

事務局：決まった管理費しか出せない状況だ。

委員長：今回の整備であれば修繕費として出すことはできないのかな。

事務局：補助事業として地元と折半ならできる。ただ、今回の伐採に関してはゴルフ場の方が無償で行ってくれる。切った竹の後始末さえしてくれればいいということで、ウッドチップを借りて粉々にする検討をしている。

委員：広い面積を維持するにはもっと管理費を出さないと厳しいのでは。

事務局：地元としては指定範囲を狭めてはどうかという意見もある。

委員：2m×20mの二カ所を重点的に保全し、他はあまり程度管理しないという感じになるのか。

事務局：はい。それでもキンメイチクは残るといふ形にはなる。現状では、指定範囲の外にもキンメイチクが生えている状態だ。

委員：一回切ってブッシュ状になっているのを取った方が管理しやすいだろう。心配なのはどれだけ再生するかという点で、保険はかけたところだ。倒した竹を、チップを持ちこんでチップ化すると新鮮な有機物を取り込んでしまうので、栄養が十分すぎて窒素が不足してしまう。弱っている竹林なので、たい肥や油粕などの肥料も考えた方がいい。ただ、肥料をやれば他の木も大きくなるので、全部に肥料をまければいいという問題ではないが、大事なところは考えた方がいい。

委員：ベンチを置いたらどうか。看板はあるのか。

事務局：標柱だけである。

委員：看板は置いた方がいい。車1台程止められるスペースを用意し、ベンチを置いて竹林内で過ごせるにするといい。

事務局：市指定文化財の看板については、市内の指定文化財について更新や新設を進めている。ここについては整備され見られるような状態になってから看板設置をしたい。椅子については管理者と相談になる。

委員：溝で区画して、ここは刈りこんで管理しているところであると示した方がいい。

事務局：検討する。

委員長：散策するような活用方法があるといい。

事務局：竹を切るときは保険をかけながら行うこと、今後文化財としての活用を地元に説明しながら進めていきたい。

委員長：ほかに意見がないようなので議事を終了する。